

店頭デリバティブ証拠金規制の 導入延期と米欧日の差異

2015年12月の導入が予定されていた証拠金規制は、BCBS/IOSCOより延期の方針が示された。参加者 においては、各国導入時期・最終規則について注視するとともに、その導入を見越した着実な態勢整備が 求められる。



証拠金規制と導入延期の提案

証拠金規制は、金融危機での教訓を受けた店頭デリバ ティブ取引に関する規制の1つである。導入により、中 央清算機関(CCP)を通じた清算がなされない店頭デ リバティブ取引については、対象者間で①当初証拠金の 受領・分別管理、及び②変動証拠金の受領が求められる こととなる。当初証拠金は取引相手破綻時のポジション 再構築コストを手当てする証拠金であり、変動証拠金は 市況変動による時価変動相当額を手当てする証拠金であ る。店頭デリバティブ取引については、取引情報蓄積機 関への報告、電子取引基盤での取引などの施策が実施・ 検討されてきた。証拠金規制は、対象者間の証拠金授受 を厳格化することで、①CCPの利用を促すとともに、② 危機時のシステミック・リスクの低減が期待されている。

証拠金規制の導入は当初2015年12月が予定されて いたが、今般BCBS/IOSCO¹⁾より延期の方針が示され た。2015年3月18日に公表された文書²⁾によると、 ①当初証拠金および変動証拠金に関する義務の施行を 9ヶ月遅らせ、2016年9月1日からとすること、②変 動証拠金に関する義務の導入を段階的に行い、想定元本 合計額(平均)3兆ユーロ以下の対象者の導入について はその6ヶ月後の2017年3月1日からとする方針がそ れぞれ示された。このため、証拠金規制の導入は時期を 含め、改めて各国で検討される格好となった³⁾。

証拠金規制は、金融危機を受けてのG20コミットメ ントから、2011年以降、BCBS/IOSCOによる複数回 にわたる市中協議書の提示、影響度調査(QIS)などを 経て、2013年9月に最終報告書が公表されたものであ

る。これを受け、米欧日では昨年春から秋にかけ当局草 案が出されたが⁴⁾、準備期間の短さを多くの参加者が指 摘しており、導入の延期を求める声も少なくなかった。



米欧日の草案に見る対象者の差異

店頭デリバティブは、国を跨いだ取引が珍しくない⁵⁾。 このため、取引の自由度を保つには各国規制の整合がで きるだけ求められる。しかしながら、米欧日で提示され ていた草案を見る限り、対象者に関するものだけでも、 以下のような相違が指摘され、差異に伴う対応負荷が強 く懸念されている。

①米国:複数の所管当局存在による煩雑さ

米国で店頭デリバティブ取引を監督する当局は、銀行 を監督するPR(健全性当局)⁶⁾、商品・先物取引を監督 するCFTC、証券取引を監督するSECの3つがある。監 督対象とする商品がそれぞれ異なるほか、規制対象とな る主体の定義も相違する。例えば、設立が米国外であっ ても主たる事業所が米国にある場合、PRは規制対象と しないが、CFTCとSECは規制対象とする。また、設 立・主たる事業所が国外であっても米国人が主たる保有 者となる事業所については、SECは規制対象としない が、PR、CFTCでは規制対象となる。所管当局および その細則の違いから、市場参加者からは当局間の定義整 合性を求める声が強くある。

②欧州:事業法人が規制対象に

欧州(EU)の草案では、EU圏外すべての取引相手か ら証拠金を徴収することが提案されている。このため、 金融機関のみならず、事業法人も欧州証拠金規制の適用 対象となりうる。これは、米日にはない要件であり、一

NOTE

- 1) BCBSはバーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision), IOSCO # 証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions) の意。
- 2) https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/ 8) 銀行持株会社法 (Bank Holding Company Act) や IOSCOPD480.ndfなどを参照。
- BCBS/IOSCOより提案はなされたが、実務上は各国当 局で検討されるため、導入が前後する可能性がある。
- 4) 日本では、内閣府令案として2014年7月に草案が公 表されている。
- 5) 例えば、金利デリバティブは、過半が国を跨いだ取引
- とされる。
- 6) PRはPrudential Regulatorsの略。連邦預金保険公社 (FDIC)、通貨監督庁(OCC)など5つの当局からなる。
- 7) 欧州企業財務家協会などのコメント。
- Volcker Ruleなど他規制での定義との平仄から、支配権 の定義として25%以上が定められていると考えられる。
- 9) 本稿では触れていないが、証拠金規制はファンド(信 託財産) にも適用される方向にある。
- 10) 昨年提示された各国草案では、当初証拠金の閾値は米 欧日でそれぞれ4兆ドル、3兆ユーロ、420兆円が提案
- されている (いずれも対象取引の想定元本合計額の平 均。BCBS/IOSCOと同様閾値は逓減していく)。な お、パブリック・コメントでは、為替変動に伴う閾値抵 触を懸念する声もあった。
- 11) 今般公表されたBCBS/IOSCO文書では、当初証拠金 は、基準時の3、4、5月の対象取引の想定元本合計額平 均が提案されている。
- 12) 適格担保については、米国では変動証拠金は現金の み、欧州では単一発行体で50%を超えないように等 の提案がなされている。なお、担保・証拠金の受け渡し においては地域間の時差の問題も想定される。

部の参加者からは、EU圏外の事業法人がEU圏内の主体 との取引を避け、他の市場で取引を行うことになるとい う取引シフトの懸念も表明されていた⁷⁾。合意文書の締 結など適用免除の規定こそあるものの、その対応負荷が 懸念されている。

③グループ内取引:日米欧で取り扱いが相違

グローバルに活動する金融機関においては、日米欧拠 点同士の取引も少なくないと推察される。しかし、こう したグループ内取引に対する取り扱いも日米欧で異な る。日本は適用対象外としているものの、米国は議決権 を「25%以上」保有する拠点との取引は適用対象8、 欧州は当局の承認に基づき適用対象外となっている。

なお、日本では、取引量の少ない機関も証拠金規制の 監督対象となる方向にある点は注意を要する。府令案と 同時に出された「『中小・地域金融機関向けの総合的な監 督指針』の一部改正(案)」では、体制整備に関する着眼 点として①変動証拠金に関する適切な契約書の締結、② 十分な頻度及びアドホックコール(証拠金の随時請求) に対応した変動証拠金の授受が挙げられているためであ る。中小・地域金融機関では対応人員にも限りがあると 推定され、多大な負荷がかかることが予想される⁹。

着実な態勢整備に向けて

証拠金規制は、各国導入時期、最終規則につき更なる 注視が必要な状況となった。本稿執筆時点(2015年3 月末)では、流動的な部分も多分に残るが、差異がある 程度残ることを前提として、参加者にとって考えうる対 応についてここでは述べたい。それは、取引情報管理の 高度化である。これは特にデリバティブ取引を活発に行

う大手金融機関においては重要になると思われる。

BCBS/IOSCOによると、当初証拠金の適用対象とな る閾値は、2016年9月は3兆ユーロ、2017年9月は 2.25兆ユーロなどと逓減、最終段階として2020年9 月には80億ユーロとなる。また、冒頭で述べた通り、 変動証拠金も段階適用が提案された。このため、自社が 適用対象となるかどうかの識別については一定の対応が 必要と推察される¹⁰⁾。例えば、取引銘柄別にCCPで清 算される取引か否かのフラグを付与するとともに、対象 取引の集計を可能とするデータベースの構築などがシス テム面では検討に値するのではなかろうか。規制閾値の 計算は、対象取引の想定元本合計額(月平均)でなさ れる¹¹⁾。過去の取引も含め、取引情報を一元管理できれ ば、自社が適用対象となるかについて、より容易に把握 できるようになると思われる。更に、取引相手がどの国 の規制を適用されるかといった情報も紐付けることがで きれば、新規取引において、事後の対応負荷を加味した プライシングも可能となるかもしれない。

証拠金規制については、更に計算モデルの構築や選 択、証拠金の適格担保やその受け渡しなど論点は極め て多い¹²⁾。延期こそ提案されたものの、参加者において は、各国動向に注視しつつ、導入を見越した着実な態勢 整備が引き続き求められる。

(調査協力:NRIアメリカ 鈴木 枝里子)

Writer's Profile -



池田 雅史 Masashi Ikeda 金融ITイノベーション研究部 主任コンサルタント 専門は金融ビジネス調査